

おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」の認定基準変更について

県では、令和元年度から、おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定しているが、男性の育休取得状況等を踏まえ、このたび、認定基準の変更を行う。

1 「アドバンス企業」制度の概要

応援宣言企業の登録企業で、認定基準を満たした企業を「アドバンス企業」として認定し、認定証を交付。

・令和6年2月末時点の認定数 142社（「子育て応援宣言企業」1,005社の内数）

2 認定基準

【変更前】

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。
- (2) 労働基準法に定める時間外労働の上限規制等を遵守していること。
- (3) 下記①から④の基準のうち、2つ以上を満たしていること
 - ① 男性の育児休業等取得率が7%以上（過去3年間の実績）
 - ② 女性の育児休業等取得率が75%以上（過去3年間の実績）
 - ③ 子育て中の労働者の両立支援制度の整備
（例：所定外労働の制限に関する制度の整備等）
 - ④ ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方実現に向けた措置の整備
（例：短時間正社員制度の導入等）

【変更後】

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること。
- (2) 労働基準法に定める時間外労働の上限規制等を遵守していること。
- (3) 下記①から④の基準のうち、2つ以上を満たしていること
 - ① 男性の育児休業等取得率が30%以上（過去3年間の実績）
 - ② 女性の育児休業等取得率が95%以上（過去3年間の実績）
 - ③ 年次有給休暇の取得状況が平均65%以上または平均11日以上（前年実績）
 - ④ 子育て中の労働者の両立支援制度や多様な働き方実現に向けた措置の整備
（例：所定外労働の制限に関する制度の整備、短時間正社員制度の導入、勤務間インターバル制度の導入、不妊治療のための休暇制度の整備 等）

- 3 変更日 令和6年4月1日
※4月1日受付分から新基準適用

